資料5

景観・利便性等の対策検討の基本的な進め方（案）

平成28年11月 8日

高知県土木部港湾・海岸課

国土交通省四国地方整備局

景観・利便性等の対策検討に当たっての基本的な考え方（案）

□ 基本的な考え方

- 海岸保全基本計画における基本方針、高知県及び高知市の条例や景観計画等の関連計画における方針との適合、地域の方々の意見・要望を踏まえつつ、周辺環境の適正な保全、安全・快適な利用となるよう検討を進めていく。

□ 重点的に検討を要する地区の考え方

- 景観の観点からは、特に優れた観光地、都市公園の周辺地区については、海岸保全施設整備による景観への影響の大きさに鑑みて、本検討会にて重点的に検討を進めて行く。

- 利用の観点からは、不特定多数の方が多様な利用をされる地区については、適切に利用者の意見を踏まえつつ、様々な観点から対策検討が必要であり、本検討会にて重点的に検討を進めていく。

□ その他の地区の考え方

- 地域の方々の意見・要望内容などに応じて、本検討会での対応を検討する。

重点的に検討を要する地区の選定（案）

地区名（エリア）		条例、関連計画における景観・利用の位置付け				利用者の状況
		海岸保全基本計画	高知県・高知市の公園条例	高知市景観計画	桂浜公園整備基本計画（高知市）	
A	桂浜地区	○	○ （高知市都市公園条例：桂浜公園）	○	○	桂浜公園を有し不特定多数が利用
B	御畳瀬ー浦戸地区	○	ー	○	ー	漁船基地の船だまりを有し漁業関係者が主で特定的な利用
C	横浜地区	○	ー （県立自然公園第２種特別地域が近接）	○	ー	漁船基地の船だまりを有し漁業関係者が主で特定的な利用
D	潮江ー西孕地区	○	ー	○	ー	港湾施設や工場が立地し企業が主で特定的な利用
E	若松町ー吸江地区	○	ー	○	ー	港湾施設があり企業が主で特定的な利用
F	タナスカ地区	○	ー	○	ー	石油類備蓄基地が立地し企業が主で特定的な利用
G	仁井田地区	○	ー	○	ー	港湾施設や工場が立地し企業が主で特定的な利用
H	種崎地区	○	○ （県立都市公園条例：県立種崎千松公園）	○	ー	県立種崎千松公園を有し不特定多数が利用
I	三里地区	○	ー	○	ー	港湾施設を有し企業が主で特定的な利用

桂浜地区（桂浜公園内）、種崎地区（県立種崎千松公園内）を重点的に検討
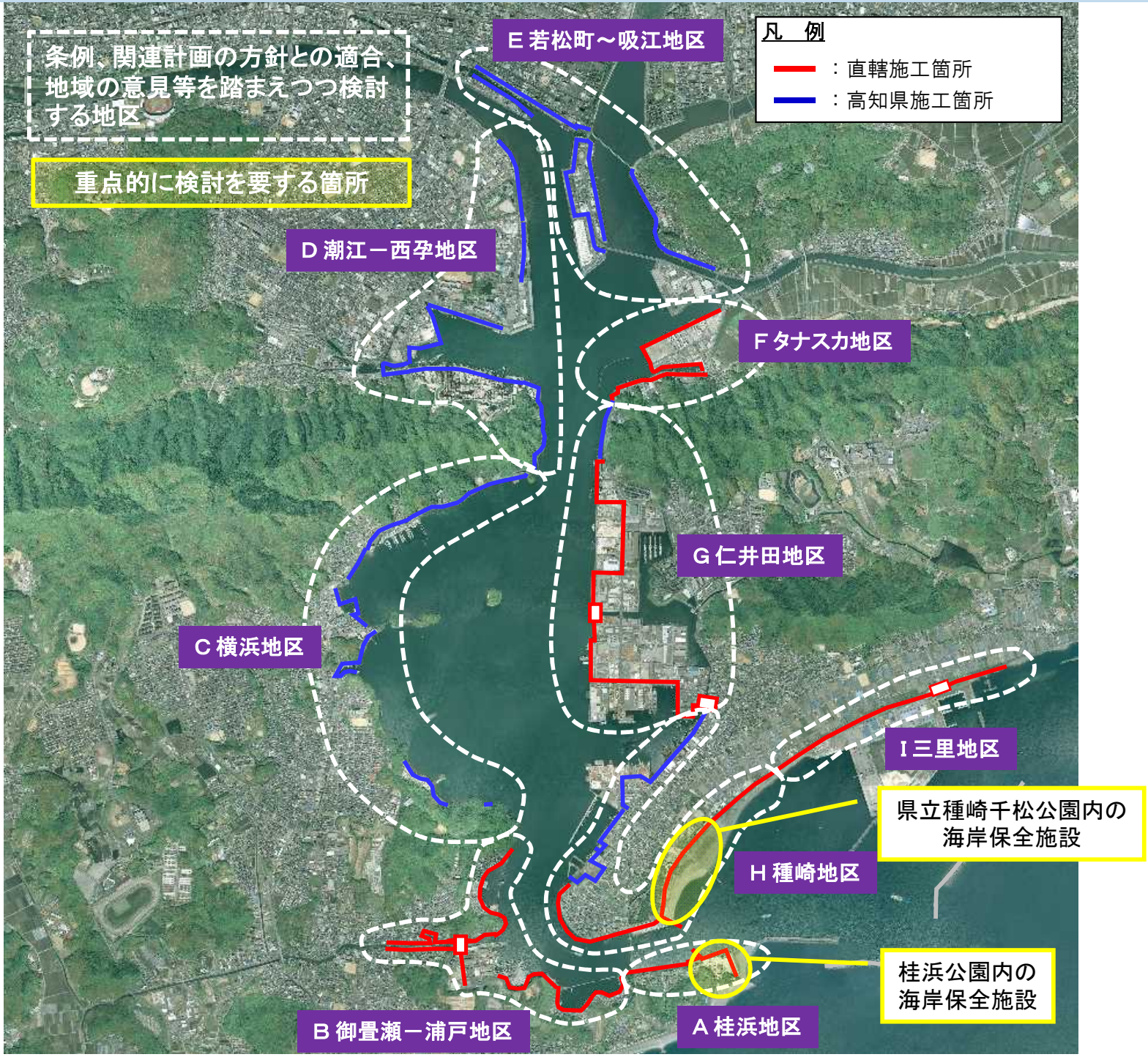
各地区（エリア）における景観・利便性等検討のマップ（参考）